

「若年技能者人材育成支援等事業」に係る  
公共施設における「ものづくり体験教室の実施」について

～ 概要 ～

当事業「若年技能者人材育成支援等事業」は、平成25年度から厚生労働省より受託を受けて、ものづくり人材の育成と、ものづくりの魅力発信を目的として実施しております。

～ 派遣の手続き・流れ ～

- ① 「ものづくりマイスター」・「にいがたの名工」等の派遣依頼書に必要事項をご記入の上、当協会宛てにFAXまたは、メールにてご送付ください。

様式は、新潟県職業能力開発協会のHPからダウンロードできます。

(FAX 025-283-2156 E-mail skill-ni@guitar.ocn.ne.jp )

◇ 派遣できる職種

1回の活動で、最大3職種(3人)までのものづくりマイスターを派遣できます。

◇ 活動時間

1回の活動で、1職種最大2時間まで。

(活動時間に準備、後片付けは含まず。ただし、午前、午後と分けて実施することは可能です。)

◇ 対象者

小学生から35歳以下の若年者

◇ 定員数

教室1回の定員は、最大30名まで。

※午前、午後とした場合、同一者の複数受講は禁止です。

◇ 実施回数

1施設1回まで。

◇ 費用

体験教室にかかる経費は、規定の範囲内で新潟県技能振興コーナーが全額負担します。

- ② 派遣依頼書を基に当日までのコーディネート

施設ご担当者様と連絡を取り合いながら、講師様への活動依頼・活動内容の選定・スケジュールの調整等を行います。

- ③ 貴施設様にお願いすること

貴施設様には、体験教室の募集及び申込みの受付をお願いいたします。

(当協会でも中央職業能力開発協会のHP「技のとびら」にて募集告知をいたします。)

～ 体験教室実施から活動終了まで ～

●活動当日は、当協会の職員を活動に立ち合わせていただくことをご了承ください。

コーナー職員は、講師様の補助をいたします。

- 当事業は、国の委託事業であることから、事後報告書の記載にご協力ください。  
事後報告の内容は、下記のとおりです。

(1) 「当日の活動写真」の撮影と使用（数枚）

活動実施後に、貴施設様に文書「写真使用許可について」を郵送いたしますので、  
ご一読いただき許可をいただける写真数枚をご提供いただければ幸いです。

写真は、国への事後報告の外、当事業の広報にも使用いたします。

(2) 簡単なアンケートにご協力ください。

貴施設ご担当者様1枚 参加者ひとり1枚

※アンケートの内容は全て厚生労働省で定められたものになります。

内容の変更ができない事を予めご了承ください。

※アンケート内容はコーナーで集計後、国に報告いたします。

●講師様への謝金等の支払い（※講師様と当コーナーの二者間で行います。）

※下記のとおり、当協会の規定の範囲内で講師様にお支払いいたします。

卓越技能者 謝金	1時間につき 7,700 円（税込）×最大2時間（税抜き単価 7,000 円）
マイスター 謝金	1時間につき 6,710 円（税込）×最大2時間（税抜き単価 6,100 円）
熟練技能士 謝金	1時間につき 4,950 円（税込）×最大2時間（税抜き単価 4,500 円）
補助者 謝金	1時間につき 2,970 円（税込）×最大2時間（税抜き単価 2,700 円）
交通費	走行距離 1 kmにつき 22 円（税抜き）※高速料金は実費でお支払します。
材料費	参加者ひとりにつき上限額 1,100 円（税込）
製作実演費	実費 ただし、上限額 5,500 円（税込）

～ものづくりマイスターとは～

◇ ものづくりマイスターは厚生労働省より委託を受けた中央技能振興センター長が認定する、高度な技能を持った技能者です。

➤ 次のいずれかに該当する者

- ・特級・1級・単一等級の技能士
- ・卓越した技能者（現代の名工）
- ・高度熟練技能者
- ・技能五輪全国大会において優秀な成績（銅賞以上）をおさめた者

➤ 実務経験5年以上 実技指導経験3年以上

➤ 技能の継承や後継者の育成に関して意欲を持って活動する意思と能力がある者

お問合せ先 / 新潟県職業能力開発協会 技能振興コーナー

〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町15-2 新潟県公社総合ビル4F

025-283-2155 FAX 025-283-2156

skill-ni@guitar.ocn.ne.jp

本事業は、新潟県職業能力開発協会が厚生労働省から若年技能者人材育成支援等事業の委託を受けて行っています。